官報
（号外）
発行　内閣府　国立印刷局
（原稿作成）

目次

〔条　約〕
○社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定（九）　二
〔その他告示〕
○社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の効力発生に関する件（外務三四八）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　六
特殊法人等
令和六事業年度財務諸表（独立行政法人国立女性教育会館・独立行政法人勤労者退職金共済機構）、独立行政法人農畜産業振興機構令和六事業年度決算、令和七年浄化槽設備士試験合格者、令和六事業年度全国健康保険協会の財務諸表、日本弁護士連合会裁決、独立行政法人都市再生機構、土地家屋調査士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四〇
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、無縁墳墓等改葬関係　五二
会社その他
会社決算公告　六三

本号で公布された法令のあらまし

◇社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定（条約第九号）（外務省）

この協定は、日本国とオーストリアとの間で年金制度、医療保険制度等への強制加入に関する法令について適用の調整を行うとともに、両国での保険期間の通算によりそれぞれの国における年金を受給する権利を確立し、もって両国間の人的交流・経済交流の促進を図ることを目的とするものであり、その概要は、次のとおりである。

1　総則

⑴　この協定の対象は、日本国については、年金制度に関し、国民年金及び厚生年金保険とし、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律により実施される医療保険制度とし、並びに雇用保険制度に関し、失業等給付に関する雇用保険制度とする。オーストリアについては、年金保険、疾病保険、災害保険及び失業保険に関する制度とする。（第二条関係）

⑵　この協定は、一方の締約国又は両締約国の法令の適用を受けている者又は受けたことがある者等について適用する。第三条に規定する者であって一方の締約国内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。（第三条、第四条関係）

2　適用法令に関する規定

⑴　一方の締約国内で就労する者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第六条関係）

⑵　年金制度に関し、被用者又は自営業者が一時的に相手国において就労する場合には、当該被用者については、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）の期間が五年を超えない場合に自国の法令のみを適用することとし、当該自営業者については、その居住国の法令のみを適用する。（第七条関係）

⑶　両締約国の権限のある当局等は、第六条から第九条までの例外を認めることについて合意することができる。（第十条関係）

3　給付に関する規定

⑴　一方の締約国の年金を受給する権利を取得するために必要とされる期間の計算に際して、当該一方の締約国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、他方の締約国の法令による保険期間を考慮すること等を定める。（第十三条、第十五条関係）

⑵　給付の額の計算については、それぞれの国内法の規定に従い、保険期間に応じた額を支給すること等を定める。（第十四条、第十七条関係）

4　雑則

⑴　一方の締約国の権限のある当局等から他方の締約国の権限のある当局等に伝達された個人に関する情報は、この協定等を実施する目的のためにのみ使用し、個人情報の秘密の保護のための法律及び規則により保護される。（第二十三条関係）

⑵　この協定の解釈等についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。（第二十四条関係）